

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令案」について

令和7年12月10日
中 小 企 業 庁

1. 制度の概要

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第128条では、東日本大震災によって著しい被害を受けた中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るため、当該中小企業者等の事業の再建その他の経営の安定に必要な資金について、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、及び保険てん補率の引上げ措置等を講じる特例（以下「東日本大震災復興緊急保証」という。）を規定している。

東日本大震災復興緊急保証のうち、現在対象となっている特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令」（平成23年政令第133号）第1条において、令和8年3月31日までとしている。

2. 改正の内容

本政令案は、被災地の復旧・復興の状況等を踏まえ、現在の適用期間を1年間延長し、令和9年3月31日までとするものである。

3. 今後のスケジュール

公布・施行 : 令和8年3月下旬（予定）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する
政令案 新旧対照条文

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第二百二十八条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる同項に規定する債務の保証の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 法第二百二十八条第一項第一号に掲げる者及び同項第三号に掲げる者（その直接又は間接の構成員のうちに同項第一号に掲げる者を含むものに限る。）に係るもの 令和九年三月三十一日</p> <p>二（略）</p>	<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第二百二十八条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる同項に規定する債務の保証の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 法第二百二十八条第一項第一号に掲げる者及び同項第三号に掲げる者（その直接又は間接の構成員のうちに同項第一号に掲げる者を含むものに限る。）に係るもの 令和八年三月三十一日</p> <p>二（略）</p>